阪南市まちづくり人材バンク事業実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年７月１９日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域課題の解決や市民活動の活性化及び市民主体によるまちづくりの推進を図るため、豊富な経験や専門的な知識又は技能を有する人材を発掘・登録する阪南市まちづくり人材バンク（以下「人材バンク」という。）事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（市の事務）

第２条　人材バンクの事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　人材の募集、登録、取消等に関すること。

(2)　人材バンクの登録情報の管理及び提供に関すること。

(3)　人材バンクの利用及び調整に関すること。

(4)　人材バンクの普及啓発に関すること。

(5)　その他人材バンクの事業に関して必要とすること。

（登録資格）

第３条　人材バンクに登録することができる者は、市民活動に理解があり、別表に掲げる分野についての自らの経験や専門的な知識若しくは技能を活かして、地域づくり又はまちづくりに貢献する意欲のある個人又は団体であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、人材バンクに登録することができない。

(1)　政治活動、宗教活動又は営利を活動目的とする者

(2)　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(3)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関す法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(4)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が人材バンクに登録することが適当でないと認めるもの

（登録手続）

第４条　人材バンクに登録しようとする者は、阪南市まちづくり人材バンク登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、人材バンクの登録の可否を決定し、阪南市まちづくり人材バンク登録結果通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（登録の期間及び更新）

第５条　人材バンクの登録期間は、当該登録の決定があった日から起算して、３年を経過する日が属する年度の末日までとする。

２　登録者は、前項の登録期間満了後、引き続き人材バンクに登録しようとするときは、当該有効期限が終了する日の１月前までに、申請書により、市長に申請するものとする。

（登録内容の変更）

第６条　人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに阪南市まちづくり人材バンク登録内容変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を踏まえて速やかに登録内容の更新を行うものとする。

（登録の辞退）

第７条　登録者は、人材バンクの登録を辞退しようとするときは、阪南市まちづくり人材バンク登録辞退届出書（様式第４号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第８条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録者の人材バンクの登録を取り消すことができる。

(1)　登録者から人材バンクの登録の辞退の届出があったとき。

(2)　第３条第２項各号の規定に該当することとなったとき。

(3)　登録内容に虚偽があったとき。

(4)　登録者の所在が不明になったとき。

(5)　その他市長が登録を取り消すことが適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により人材バンクの登録を取り消したときは、阪南市まちづくり人材バンク登録取消通知書（様式第５号）により、当該登録者に通知するものとする。

（登録内容の公開）

第９条　市長は、登録内容のうち、次に掲げる事項について公開するものとする。

(1)　氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2)　登録分野並びに活動の内容及び条件

(3)　自己PR、資格・活動の実績等

（登録者の業務）

第１０条　登録者は、人材バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。

(1)　利用希望者並びに阪南市市民活動センターが主催する研修会等における講義及び実技指導

(2)　利用希望者並びに阪南市市民活動センターが主催するイベント等への参画及び活動支援

(3)　利用希望者が所属する団体への参画及び活動支援

(4)　その他市長が趣旨に合致すると認める業務

（人材バンクの利用）

第１１条　利用希望者は、次に掲げる者とする。

(1)　本市内に在住、在勤又は在学する個人

(2)　本市内で活動する団体

２　利用希望者は、阪南市まちづくり人材バンク利用申込書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項に規定する申込があったときは、その内容を当該利用希望者が利用を希望する登録者に通知するものとする。

４　前項の規定による通知を受けた登録者は、当該利用希望者と必要な調整を行い、相互の合意に基づき事業を実施するものとする。

（利用の制限）

第１２条　市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、人材バンクを利用することができない。

(1)　政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動のために人材バンクを利用しようとする者

(2)　暴力団員等

(3)　その他活動の目的がこの要綱の趣旨に反すると市長が認める者

（費用の負担）

第１３条　登録者が事業を行うに当たって発生する費用の負担については、登録者と利用希望者との合意に基づいて決定する。

２　前項の規定による費用の負担に関して生じた疑義は、登録者と利用希望者の間において協議し、双方が誠実に対応するものとする。

（利用報告）

第１４条　市長は、必要があると認めるときは、利用希望者又は登録者に対し、阪南市まちづくり人材バンク利用結果報告書（様式第７号）により利用に係る報告を求めることができる。

（事故等の責任）

第１５条　人材バンクの利用に伴い発生した事故、損害等については、登録者と利用希望者がその責任を負うものとし、市は事故等の責任を負わないものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| ≪分類≫ | ≪詳細≫ |
| 健康・福祉 | 高齢者等の見守り、手話、認知症予防等 |
| まちづくり | イベント企画、DIY・リノベーション |
| 学習・子育て | 学習・子育て支援等 |
| スポーツ・レクリエーション | 各種スポーツ、アウトドア等 |
| 芸術・文化 | 音楽、絵画、造形芸術、演劇等 |
| 環境 | 環境、リサイクル・リユース、エコロジー |
| 国際 | 語学、通訳、翻訳等 |
| 生活 | 家事、料理、手芸等 |
| 農業・漁業 | 農業・園芸指導、養殖等 |
| 情報 | IT活用支援、スマホ操作支援等 |
| その他 | 上記の分類に属さないもの |